

文献史料からみた参河国賀茂郡の郷をめぐって

古尾谷 知 浩

はじめに

豊田市域は、古代において、参河国賀茂郡と碧海郡の一部に相当する。本科研費で発掘調査を行った伊保廢寺は賀茂郡にあたるので、本稿では賀茂郡の郷を中心にくつかの問題について述べることにする。

周知の如く、律令制における地方行政の単位は、国・郡・里から成り立っているが、木簡などから、その漢字表記は以下のように変遷したことがわかってい

- 乙丑年（天智四、六六五） 国・評・五十戸の荷札木簡あり。
- 天智九（六七〇） 庚午年籍。
 - く天武一〇（六八一） 国一評一五十戸のみ
 - 天武一二く 国一評一五十戸／里 併存
- 持統二（六八八）く 国一評一里 飛鳥浄御原令制
- 大宝元（七〇一）く 国一郡一里 大宝令制（＝養老令制）
- 靈龜三（七一七）く 国一郡一郷一里
- 天平一二（七四〇）く 国一郡一郷

文献史料上、残っているのが多いのは国・郡・郷制下のものになるので、以後、表記は国・郡・郷にて代表させることとする。これらは行政上の単位であるから、法的根拠をもっている。まずは令規定を挙げる。

『養老令』職員令大國条

守一人……（職掌語句省略。以下同）……介一人……大掾一人……少掾一人……大目一人……少目一人……史生三人

『養老令』職員令大郡条

大領一人……少領一人……主政三人……主帳三人……

『養老令』戸令為里条

凡戸以_二五十戸_一為_レ里。每_レ里置_二長一人_一……

『養老令』戸令定郡条

凡郡以_二廿里以下十六里以上_一為_二大郡_一。十二里以上_一為_二上郡_一。八里以上_一為_二中郡_一。四里以上_一為_二下郡_一。二里以上_一為_二小郡_一。

『養老令』戸令取坊令条

凡……里長坊長並取_二白丁清正強幹者_一充。……若八位以下情願者聽。

郷（里）は、五十の戸から構成される単位である。従って、土地の区画

ではなく、人を編成した単位ということになる。郡は郷(里)をいくつか積み上げたものである。つまり、郡も郷も境界線で区画されるような領域の単位ではない。平地上で条里制が施工されたならば、例えば讃岐国のように郡単位に条里区画が分けられ、境界線を引くことが可能な場合もあるが、丘陵や河川を挟む場合、そのようなことはできない。ちなみに、『養老令』雑令9国内条に「非禁処者」、山川藪沢之利、公私共之。」とあるように、山川は特定の官や人が占有することは法的にできなかった。

なお、「五十戸」制から「里」制に変わった際に、人的支配から領域的支配に転換したとする考え方が多い。疑問点が多い。前述の通り、「五十戸」表記と「里」表記は、一定期間併存しており、制度的転換を示すものかどうかあきらかではなく、また、大宝令・養老令制でも「里」は人的単位として定義されている。また、八世紀初めの段階では、一定の領域に存在している人間を律令国家が面的に把握できていたとは考え難い。『類聚三代格』一二隠首括出浪人事、天平八年(七三六)二月二五日勅所引養老五年(七二二)四月二七日格によれば、浮浪のうちに、「実得本貫」の者と、「自余無貫」の者がいるとされており、これまで戸籍に登録されたことのない者がいるということを律令国家自体が認めているのである。つまり、一定の領域にいる人間を全て戸籍に登録できていたわけではなく、これに漏れた人間がいることになる。逆に言えば、把握できた人間だけを「戸」という単位に編成して戸籍に登録していたのである。ちなみに、養老五年格では「自余無貫」の者は「編附当処」としたが、天平八年格では「直録三名簿」(後に言う浮浪人帳)という扱いにしている。それまで戸籍に登録されていなかった人間を浮浪人帳という名簿で把握するということとは、一定の領域にいる人間を、五十戸一里を単位とする戸籍に登録

する者と、別枠で登録する者と、分けて把握するということなので、結局「戸」、「里」とは領域ではなく人の単位ということになる。浮浪人対策は紆余曲折があるが、結果として領域的に一括して人間を把握することはできず、人間を単位として把握せざるを得なかったのである。

一方、国の境界はあるが、国府と国府を結ぶ官道を区切るものである。二次元の平面を線で区切るものではなく、一次元の線を点で区切るものになる。

『養老令』職員令によれば、国には管轄する官司として国司が置かれ、郡には郡司が置かれた。いずれも長官・次官・判官・主典(表記は国は「守介・掾・目」、郡司は「大領・少領・主政・主帳」、の四等官からなっている(小規模組織の場合は一部省略)。四等官及び雑任の史生は官人にあたる。四等官は、外部からもたらされた案件に対し、主典が公文を読み申し、判官以上が決裁する、という形で「判」⇨決裁を行う組織である。

これに対し、郷(里)には郷長(里長)が置かれたが、これは職員令ではなく戸令に規定されており、白丁つまり庶民から採用されることになっていた。従って、郷長は官人ではない。また、郷は四等官構成を取らない。行政上の決裁を行う権限をもつ組織ではない。

以上のことから、郷(里)は、官すなわち行政機構ではなく、支配の客体であり、支配される側を国家が編成した単位ということになる。

さて、『延喜式』民部省によれば、参河国は、碧海・賀茂・額田・幡豆・宝飫・設楽・八名・渥美の八郡から成り立っていた。このうち、賀茂郡については、『和名類聚抄』六郷里部には、賀茂・仙陔・伊保・拳母・高橋・山田・賀祢・信茂(諸本同じ)の八郷があったと記されている(西三河諸郡の郷については天野暢保『和名抄』記載の西三河の郷について(上))〔安

城市歴史博物館研究紀要』三、一九九六年）、同「同（下）」（『同』四、一九九七年）、賀茂郡の郷については『新修豊田市史二通史編古代・中世』（二〇一〇年）第二章第一節〈西宮秀紀執筆〉にて詳述されている。

本稿は、文献史料から参河国賀茂郡の郷について検討することを目的としている。文献史料には古文書、歴史書、法制史料等々があるが、一〇世紀までの賀茂郡に関わる史料は猿投神社の神階叙位の記事が所謂六国史にみえるのを除けば、上述の『延喜式』『和名類聚抄』などに限られる。従って、木簡や墨書土器など、出土文字資料を活用する必要がある。筆者は『新修豊田市史』編纂に際し、墨書土器の調査を西宮秀紀、永井邦仁らと共同で行ったが（『新修豊田市史六資料編古代・中世』（二〇一七年）を参照）、本稿はその成果を含んでいる。

一 寺部遺跡出土墨書土器をめぐって

前述のように、『和名類聚抄』では賀茂郡には八郷あったことになっている。しかしながら、「賀柵」「信茂」のうち「賀柵」は「賀弥」の誤りであるという説が古くからあったが（諸説の整理は天野暢保『和名抄』記載の西三河の郷について（下）〈前掲〉を参照）、史料の根拠はなかった。これに対し、『新修豊田市史』編纂における墨書土器、木簡の調査の結果、もともとは「上枯郷」「下枯郷」であり、それが省略されて「上郷」「下郷」となったということが強く推定されるに至った。その成果は『新修豊田市史二通史編古代・中世』第二章第一節（西宮秀紀執筆）にまとめられているが、本稿ではその結論に至るまでの調査過程を紹介することとしたい。

豊田市寺部遺跡からは、多くの墨書土器が出土している。そのうち、溜

池から出土したものに当初「加□」と報告されたものがあつた（豊田市教育委員会『寺部遺跡』（豊田市埋蔵文化財調査報告書四五、二〇一一年））。ところが、この資料を『新修豊田市史』における墨書土器の調査で再検討したところ、「加弥」（「弥」は弓偏ではなく方編の異体字）であることが判明した（豊田市教育委員会『寺部遺跡Ⅱ』（豊田市埋蔵文化財調査報告書五二、二〇一三年）および『新修豊田市史六資料編古代・中世』（二〇一七年）にて訂正）。そうすると、これは郷名を示す可能性が生ずるが、下部が欠損しているため、確定することはできなかった。

一方、奈良県平城宮跡の第五七次調査では、「参河国加茂郡上□郷」と書かれた付札木簡が出土していた（奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』七、一九七〇年）。その後、奈良県石神遺跡第一六次調査で、「鴨評万枯里」（三川国とは明記されていないが、同一遺構から三川国であることが確実な付札が四点も出土していることから、三川国鴨評と推定）と書かれた付札木簡が出土した（奈良文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』一八、二〇〇四年）。西宮秀紀は、この両者を比較して、郷名の二字目が同じ字形であることに気づき、平城宮跡出土木簡の方は「上枯郷」であるかと推定した。この仮説を確かめるべく、奈良文化財研究所で実物を調査したところ、果たして釈読できなかった文字は「枯」で問題なく、郷名は「上枯郷」で間違いはないということが判明した。

そうになると、問題は石神遺跡出土木簡の方である。上記の結果を踏まえて改めて調査すると、里名は「下枯里」と改めるべきであることがわかった。以上により、『新修豊田市史』編纂における調査において、次の成果が得られた。

・木簡の積文は次の通り改められる。
平城宮跡第七次調査出土木簡

〈参河国加茂郡上枯郷□ (152) × 24 × 6 039

石神遺跡第一六次調査出土木簡

「鴨評下枯里物部稻都弥米五斗」 217 × 20 × 3 032

・寺部遺跡出土墨書土器の積文は次の通り改められる。

「加弥

・「上枯郷」も「下枯郷」も『和名類聚抄』にはなく、「枯」字が省略されて「賀弥郷」「信茂郷」となったと推定できる。

二 伊保郷印をめぐる

伊保廃寺に関連して、「伊保郷印」は取り上げるべき資料であろう。「伊保郷印」は、現在三つあることが知られており、豊田市郷土資料館蔵のもの、平安時代に製作されたもの、他の二つは近世以降の模倣印であることがあきらかにされている（概要および伝来については、『新修豊田市史 二一別編美術・工芸』〈二〇一四年〉〈野澤則幸執筆〉『新修豊田市史 史編古代・中世』〈二〇二〇年〉第二章第一節〈西宮秀紀執筆〉を参照）。

本稿では、この郷印がどのようにもちいられたのか、ということについて検討する。郷印は、他の例として「次田郷印」（天理図書館蔵）と「余戸郷印」（後世捺された印影のみ残る）が知られるだけであり、印影の残る古代の文書もない。従って、使い方は不明とせざるを得ない。『新修豊田市史 二一別編美術・工芸』は「官印」と評価するが、他の印の例と比較することによって検討することとしたい（古代印全般については、国立歴

史民俗博物館『日本古代印集成』〈一九九六年〉、『国立歴史民俗博物館研究報告』七九（一九九九年）を参照）。

まず、印制全体を概観する。『養老令』公式令天子神璽条によれば、皇位継承に伴って伝えられる「天子神璽」を別にして、公文書に捺されるものとして、内印（天皇御璽）、外印（太政官印）、諸司印、諸国印が規定されていた（『大宝令』では内印、外印、諸国印のみ）。地方行政機構の印は諸国印までである。

また、印の押捺手続は、次のようなものであった。平安時代における太政官の外記政は、「序申文」と「外印請印」、つまり、四等官による決裁と、外部発給文書への捺印の二段階から成り立っていた。これは奈良時代における太政官曹司庁における官政に遡ると考えられている（吉川真司「外印請印考」〈『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年、初発表一九九五年）。一方、国の政務の中核は、平安時代の『朝野群載』によれば受領による「随判捺印」であり、同じく決裁と捺印から成り立っていた。『朝野群載』は、受領に権限が集中した段階を示しているが、本来は四等官が共知して捺印するのが原則であった（『続日本紀』天平宝字五年（七六一）八月癸丑朔条に「美作介從五位下具犬養宿祢沙弥麻呂、不_レ経_二官長_一、恣行_二国政_一、独自在_レ館、以印_二公文_一、（中略）為_二守正四位上紀朝臣飯麻呂_一所_レ告失_レ官。」とある）。

国の下の郡については、令に郡印の規定はないが、実際には作られており、押捺文書も残っている。売券を例に取れば、郡司四等官が決裁を行い、郡印を押捺して作成しており、国と同様に、「判」「捺印」の二段階の政務があったことが確認できる。郡印の初見は、売券に捺された天平二〇年（七四八）八月二六日「山背国宇治郡加美郷家地売買券」（『大日本古文書（家

わけ』東大寺文書之二（東南院文書之二）二卷五六四号（三）、東南院文書三櫃四一巻）であり、八世紀半ばまでは遡る（郡印については平川南「古代郡印論」〔『律令国郡里制の実像 下』吉川弘文館、二〇一四年、初発表一九九九年〕を参照）。以上のことから、郡印も官印として位置づけて良い。それでは、その下の郷印はいかがであろうか。前述の通り、郷は四等官が決裁する官司ではなく、郷長は官人ではない。郷印は官印としての機能が果たしようがない。官印でなければ私印（ただし、個人印ではない）と位置づけるほかはない（私印については、高島英之「古代の私印について」、土橋誠「私印論」へいずれも『国立歴史民俗博物館研究報告』七九、一九九九年）を参照）。

私印は正倉院文書中に奈良時代の押捺例があるが、平安時代についてはわからない部分が多い。そもそも平安時代には、財政手続上返抄に押捺することを除けば、印を文書に捺す機会は減少している。

それでは、平安時代に「伊保郷印」を製作した理由は何であろうか。押捺例、押捺手続が知られない以上、不明とせざるを得ないが、参考となるのは、私印のもう一つの機能である。私印は信仰の対象、祭祀遺物としての性格ももっている（国印も平安時代には権威の象徴とされ、印鑰社に祭られる。そもそも『養老令』に規定された天子神璽もそうであるし、弥生時代に中国からもたらされた金印も実質的意味はなく権威の象徴である）。平安時代の郷印の機能は、文書に押捺することに実質的意味がなくなっている段階で、権威を示し、祭祀にもちいられるものと考えておくのが、最も穏当であろう。

三 七曲一号窯跡出土の篋書須恵器をめぐる

豊田市七曲一号窯跡から、「調『勘』」と刻書した須恵器が出土した。これは焼成前に記されたものであり、製品の完成前に当該品が調として納入されることを予定していたということを示すとともに、何らかの確認作業が入っていたことがわかる。ただし、誰が勘したかは不明である。納品時の確認ではあり得ず、官側の勘検ではなからう。

なお、『延喜式』主計寮では、尾張・参河の調の品目に須恵器は規定されていない。『延喜式』当該条文は、現大阪府の陶邑での須恵器生産がまだ維持されていた八世紀のあり方を反映していると思われる、当該篋書須恵器は、法制史料ではわからない須恵器調納の実態を示す資料として重要である。

この資料に関連して、『新修豊田市史二通史編古代・中世』（二〇二〇年）第二章第三節では、次のように記している。

「古代における窯業生産の性格」の項では、「市域の窯跡群が含まれる猿投窯では、古代の窯跡からしばしば文字が刻まれた須恵器片・灰釉陶器片が出土する。一文字のため意味が理解できないものが多いが、刻まれた文字の中には、例えば「調『勘』」（七曲一号窯、黒笹一四号窯式期）をはじめとして、市域ではないが「尾治盆五十戸黒□」（長久手市丁子田一号窯、岩崎一七号窯式期）、「盆五十戸佐加之」（長久手市岩崎三五号窯、同期）、「黒見田五十戸」（名古屋市長久手市高針原一号窯跡、岩崎四一号窯式期）、「船木郷」（みよし市黒笹八号窯、鳴海三二号窯式期）、「椋人」（日進市折戸一〇号窯、折戸一〇号窯式期）、「内豎所」（みよし市黒笹九〇号窯、黒笹九〇号窯式期）、

「淳和院」(豊明市棧敷一号窯、黒笹九〇号窯式期)といった貢納先、貢納者に関わるとみられる文言があり、窯業生産に中央官庁や国郡等の地方役所・地方官人等の関与があったことが考えられる。(九八頁〜九九頁)とする。

また、「一郡一窯業地」体制と国境」の項では、楯崎彰一による猿投窯の地区分けについて、「国境・郡境が必ずしも考慮されなかったこと」を批判し、「賀茂郡伊保郷(『和名類聚抄』)とみなされる伊保町周辺が黒笹地区に含まれて論ぜられることには問題があるう。(一〇〇頁)とする。

また、「境川右岸に位置するみよし市黒笹八号窯から尾張国山田郡船木郷(『和名類聚抄』)とみられる「船木郷」と刻書された須恵器が出土したこと」などから、「旧西加茂郡域……の境川右岸地域は、三河国賀茂郡域ではなく尾張国山田郡域に含めた方が良く考える。」(一〇二頁)などとして、地図上に窯跡の分布を示し、国境線・郡境線で区画した図二一三―五を掲出する。

以下、これらの記述について再検討したい。まず、刻書土器のうち、「内豎所」「淳和院」は、緑釉陶器に関係するもので、文字の内容は天皇家産機構に関するものである。従って、これらは高級品を天皇家産機構が直接生産させたことを示すものであり、一般化することはできない。

次いで、郷(里・五十戸)銘の須恵器であるが、前述の通り郷は官ではなく支配される側の単位である。調の納入に関連して郷名・人名を記すのは、荷札木簡の例を引くまでもなく、どこかの郷の誰が負担したのかを(名義上)示すものである。そもそも調は公民が生産したものの一部を律令国家が徴収するものであり、官が生産に関わったことを明確に示すものではない。

また、国境・郡境を線引きすることは不可であることも前述の通りであるが、窯業生産に関連してこの問題を考えるために参考となる類例を挙げる。

・福岡県大野城市牛頸ハセムシ窯跡出土篋書須恵器

「筑紫前国奈珂郡

手東里大神マ得身

□

□

并三人

調大貳一隻和銅六□(須恵器甕)

これは、「筑紫前国奈珂郡手東里」に属する三名が、和銅六年分の調として、大貳一隻を貢納することを示した篋書である。牛頸窯は地形的に御笠郡に近いにもかかわらず、奈珂郡と記されている。このことの解釈としては、奈珂郡側から工人が来て生産した可能性や、主として御笠郡負担分の製品を焼いていた窯で一部奈珂郡負担分の製品を生産し、それを他と区別するために書いた可能性(つまり御笠郡負担分については書かない、書く必要がない)など、いくつもの可能性がある。

つまり、郡郷名を篋書きした須恵器が出土した窯が、当該の郡郷にあたりとは限らないのである。例えば、みよし市黒笹八号窯から出土した「船木郷」銘須恵器については、当該窯で尾張国山田郡船木郷負担分の須恵器を焼いた、ということが判明するのみであって、当該窯が山田郡に属するということにはならず、当該地が尾張国の範囲であるということを示すことにはならない。

いずれにしても、官としての郡が窯業生産を担った形跡はなく、窯の立地するような丘陵部には国境・郡境などは引けず、利益は様々な人に開かれていたので遠方からでも工人が移動する可能性はあり、逆にある窯で他の郡郷負担分の製品を生産するという可能性もあるのである。つまり、特定の窯を特定の郡などが排他的に所有していたということにはならない。制度としての「一郡一窯」体制なるものは想定できず、「ある窯がどこの国・郡に属するか」ということは、生産主体の観点でも、領域の観点でも、課題設定自体が成り立たない。

おわりに

以上、三点の史資料から賀茂郡の郷をめぐるいくつかの問題について述べた。それぞれ独立した論なので、全体としての結論はないが、立論の根拠となる史料を正確に読み解き、他の史料との整合的な解釈を行うことが重要であるという点は強調しておきたい。『新修豊田市史資料編』は、豊田地域の歴史を考える上で基礎となるものである。今後も活用されることを期待したい。

【付記】荒井秀規「領域区画としての国・評（郡）・里（郷）の成立」（奈良文化財研究所編『古代地方行政単位の成立と在地社会』二〇〇九年）は、所謂後期評の段階以降は領域区画が存在したことを主張する。しかし、境界として挙示された例は、概ね①道を区切るもの、②条里制に代表される如く田地を区画するもの、③河川で区切るもの、④山岳・丘陵で区切るものに大別できる。いずれも正当なものであるが、①は平面を区画するものではない。②はとくに条里制の場合、明確に境界線として認識できるものであるが、平地部に限られる。また、荒井も指摘する如く口分田や墾田の所在は人が戸籍に登録された本貫とは異なる場合があり、人の単位である郡・里（郷）とは必ずしも対応しない。そもそも条里制の「里」と郡里制の「里」とは、地名に由来する場合同名の場合はあるが、全く別のものである。③は確かに線状に平面を区切るものであるが、河道には幅があり、かつ流路は不安定で、現実に河川の両側で土

地の帰属を巡って紛争が生じている。④は明確に線で区画できるものではない。以上のことから、郡境として明確に線で区画できるのは田地開発が可能で条里制を設定できる平地部であって、本稿の三で取り上げたような窯が立地する丘陵部に境界線を引くことはできない。

